

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	呉市 (34202)
地域名 (地域内農業集落名)	音戸地区・倉橋地区 (田原, 早瀬, 渡子, 大迫, 鹿老渡, 海越, 室尾東, 室尾西, 尾立, 才ノ木, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 州の崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、架橋でつながる島しょ部に位置し、果樹や野菜などの農業が行われている。農業従事者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者に加えて、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

倉橋地区は野菜、柑橘の産地であり、認定農業者等が中心となる経営体として地域農業を牽引していく。今後、高齢化に伴って流動化が見込める農地が出てくる可能性があり、この場合には中心となる経営体に対して農地集積を図り、産地の維持と地域の農地保全、中心となる経営体の規模拡大を進めていく。さらに農作業の効率化や生産性の向上を図るため、スマート農業の導入を進める。

音戸地区については、自給的農家、兼業農家によって農地の保全が図られていたが、高齢化、担い手不足により遊休農地が増加している状況である。地域外の担い手に耕作してもらうなどして、遊休農地の発生を抑制し、地域の農地保全が図られるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	330.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	323.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地の貸し借りについては、地権者の意向をふまえた上で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業等の農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業については、地権者や担い手のニーズに応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

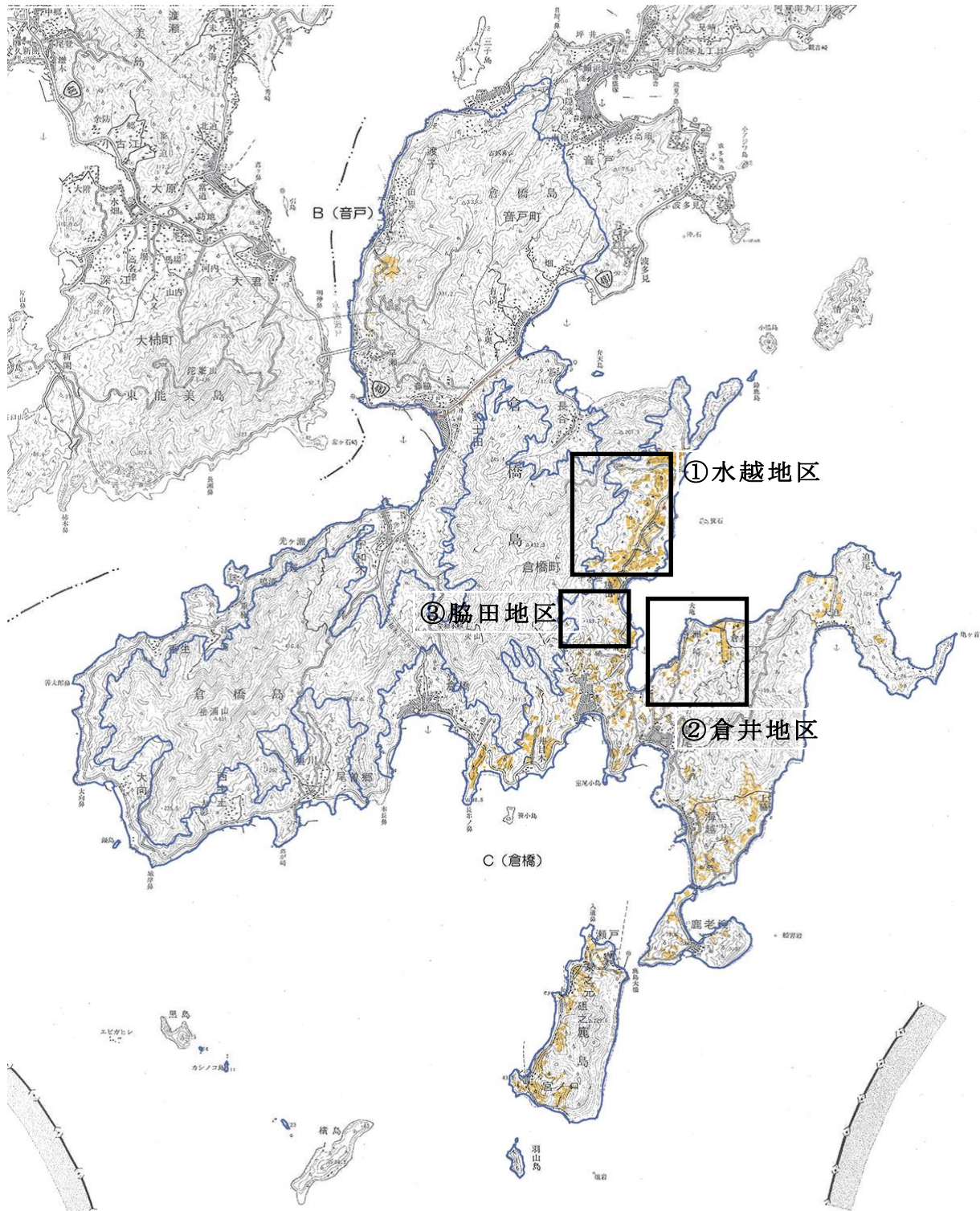
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう侵入防止柵や捕獲柵を設置・活用するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築・維持していく。
- ③農作業の効率化や生産性の向上を図るため、県や市の支援策等の活用により、スマート農業の導入を推進する。
- ⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑦中山間地域等直接支払制度等を活用して、守るべき農地を保全・管理していく。

目標地図：音戸・倉橋地区



特記事項

- 1 農振農用地（黄色）及び黄色以外で色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 倉橋町字長瀬15234-1, 15262-1, 字平原15921, 字上ノ脇15923, 15924-2, 字細田16198-1, 16198-3は、地域計画の対象農地となりません。
- 3 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

①水越地区



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

②倉井地区



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

③脇田地区



特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。